

平成31年1月31日
建設局

平成30年度公共事業の評価に関する意見書の提出について

京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、平成10年12月に、京都市公共事業評価委員会を第三者機関として設置しました。

平成30年度は、平成30年12月13日までに、再評価の対象となった14事業と事後評価の対象となった2事業について、3回の審議が行われ、平成31年1月31日には、「平成30年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されました。



平成30年度公共事業の評価に関する意見書 概要

1 再評価対象事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	大津宇治線	延長 L=396m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	「事業継続」は妥当
	2	桃山石田線	延長 L=364m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	「事業継続」は妥当
道路事業	3	宮前橋改築	延長 L=640m 幅員 W=15.0～ 18.5m	H21	③	10	「事業継続」は妥当
河川事業	4	白川	延長 L=4,920m 幅員 W=5.00～ 12.25m	S61	③	33	「事業休止」は妥当
	5	西羽束師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61	③	33	「事業継続」は妥当
土地区画整理事業	6	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	35	「事業継続」は妥当
	7	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	32	「事業継続」は妥当
住宅地区改良事業	8	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	36	「事業継続」は妥当
	9	崇仁北部第四地区	面積 A=6.80ha	S60	③	34	「事業継続」は妥当

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
下水道事業	10	下水高度処理施設整備事業	面積A=13,000ha 処理能力 126.5万m ³ /日	H2	③	29	「事業継続」は妥当
	11	合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区	面積A=5,254ha	S61	③	33	「事業継続」は妥当
	12	合流式下水道改善対策事業 伏見処理区	面積A=815ha	H7	③	24	「事業継続」は妥当
	13	浸水対策事業 新川排水区	面積A=143ha	S61	③	33	「事業継続」は妥当
	14	浸水対策事業 西羽東師川第2排水区	面積A=97ha	H8	③	23	「事業継続」は妥当

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 事後評価対象事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当要件	完了年度	意見
街路事業	1	西小路通	延長 L=360m 幅員 W=11.0m	H4	①	H25	「今後の事後評価，改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」は妥当
道路事業	2	小川通 (小川工区)	延長 L=270m 幅員 W=9.5 ~ 11.5m	S55	①	H25	「今後の事後評価，改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」は妥当

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内，事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては，事業完了後7年以内）の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業